

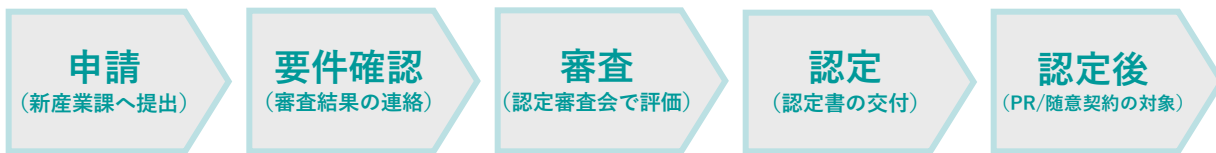
兵庫県では、県内中小企業者が生産・提供する新規性、独創性のある商品・役務を、「ひょうご新商品」として認定し、商品・役務に信用力を付与することにより、販路開拓を支援しています。このたび、令和6年度の募集を開始します。



## 募集期間

令和6年11月1日(金)～令和6年12月16日(月)

## 認定の流れ



## 募集の概要

申請者の要件

県内に事業所を有し、新商品の生産又は新役務の提供を行う中小企業者

新商品・新役務の要件

- ・県の機関で購入可能かつ用途が見込まれるもの  
(※食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並び製造の請負は除きます。)
- ・販売開始後概ね5年以内であること
- ・新規性、先進性、独自性が認められるもの
- ・品質、安全性の基準を満たしていること 等

認定期間

認定後3年間

## お問い合わせ先

### 兵庫県 産業労働部 新産業課

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1 (1号館6階)

TEL: 078-341-3054(代表)内線3640 FAX: 078-362-4273

e-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

ひょうご新商品

検索

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/shinshohin/index.html>

申請様式や制度の詳細についてはホームページをご覧ください。